

# 平成26年度第3回庁議 会議録

[日 時] 平成26年5月21日(水) 16時～16時40分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長及び各部局長

＊消防長は、消防本部総括次長が代理出席

出納室長は、出納副室長が代理出席

農業委員会事務局長は、農業委員会事務局次長が代理出席

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

(1) 市議会定例会提出議案について

(関係部局)

会派説明報告 (企画部、経済部)

1 市長あいさつ

6月議会については、6月2日に開会予定ですが、本日より会派説明も行われており、6月議会に向けて、各部局予想される項目については事前に準備するなど、遺漏のない対応をお願いします。

また、5月30日には各常任委員会において、所管事務概要説明をしていただきますので、あわせてお願いします。

2 議 事

(1) 議会提出議案について (各部局)

市長	<p>それでは、議事に入る。「市議会定例会提出議案について」、まず、企画部、経済部から会派説明の報告をお願いします。</p>
企画部長	<p>平成26年度6月補正予算について報告する。</p> <p>駅周辺整備事業は、多喜浜駅前には現在駅西側に駐輪している利用者がほとんどで、設計では設置予定は東側になっていたが、業者とも動線をよく考えて設置しないと、今の新居浜駅前のように自転車があふれると思うが、現段階の設置場所はどこかという質問が出された。</p> <p>現状利用が多い右側の駐輪場の方が駅入口に近いので、新しく左側に作ってもかなり奥ということもあり、やはり利用しないと思うので、場所について再考することはないか、また、設置予定地の用地の所有者は誰かなどの質問が出された。</p> <p>また、今後 JR 周辺の整備は、すべて市が持たないといけないのかとの質問が出された。</p> <p>次に、総合文化施設の運営については、美術館の入館料の減免について、若年性の認知症の方など減免を予定している対象者の狭間にいる方がいるが、芸術に触れることが、認知症の予防とか進行を止めるために効果があると言われているので、対応してもよいのではないかという意見が出された。</p> <p>また、美術館の開館時間は10時からで、他の施設は9時30分からと設定しているが、同じ施設内であるのにおかしいのではないかという意見やホールの開館時間が9時30分から22時となっているが、利用者からはおそらくもっと早く開館してほしいという要望が出ると思う。逆にアート工房などは勤務帰りの方が利用するにはもう少し遅い時間の閉館の要望が出ると思うが、再考はできないのかという意見が出された。</p>
経済部長	<p>経済部からは、マイントピア別子改修事業及びデマンドタクシーの本格導入について報告する。</p> <p>まず、マイントピア別子改修事業については、設計業者として、温泉の専門的な業者を考えているとのことであるが、一業者とするのか、また基本構想（案）は具体的であるが、どうやって決めたのかとの質問に対し、業者は一業者を考えている。基本構想については、三菱UFJリサーチ&amp;コンサルティングの報告書と専門業者に現地を見てもらい提案いただいたものを基に作成していると回答。</p> <p>（株）マイントピア別子の負担金はどの部分かという質問に対し、空調部分にかかる負担金であると回答。</p> <p>子ども用施設は無料かという質問に対し、有料で子ども500円、大人300円を想定していると回答したが、料金を取って利用者がいるとは思えないとの意見が出た。</p>

	<p>指定管理者はいつ決定するのかという質問に対し、平成27年11月を予定していると回答したが、それでは遅いのではないかと。もっと早く決定して、改修工事から入るべきではないのかとの意見が出た。</p> <p>その他、30～50枚などの枚数の多い回数券も考えてみたらどうかという意見が出た。</p> <p>次に、デマンドタクシーの本格導入については、利用者の方から、「土・日も運行してほしい。」「朝8時の便をつくってほしい。」の2点の要望をよく伺うが、検討してほしいという意見に対し、土・日の運行については、デマンドタクシー利用の約半数が通院であり、通院の需要が平日と比較して低く、予算が必要なことでもあるので、朝8時の便も併せて慎重に検討していきたいと考えていると回答。</p> <p>川西地区もデマンドタクシーを使えるようにならないかという質問に対し、他の地区と比べて公共交通が比較的充実しており、他の地区からと比べて安価に移動できる状況にあり、他の公共交通を補完し、共存することを前提とすると、現時点では、導入は難しい状況であると回答。</p> <p>本格運行後の来年度（27年度）の予算についての質問に対し、本格導入後の27年度予算は、エリア等の変更もないので、平成26年度予算と同額程度と見込んでいると回答</p> <p>住友病院まで直接いきたいという要望が多いようであるが直接行けないのかとの意見に対し、デマンドタクシーは、川西エリアでは使用できないので、交通結節点の駅までで、そこからは一般のタクシー等へ乗り換えていただいていると回答。</p>
市長	<p>総合文化施設（美術館を含め）の開館時間については、各種大会、イベント等準備時間も含め配慮できるようお願いします。</p> <p>それから、デマンドタクシーの土日の運行については、市民からの直接の要望はあるのか。</p>
経済部長	<p>担当課への要望は、あまり聞いていない。</p>
市長	<p>次に、「市議会定例会提出議案について」企画部から説明をお願いします。</p>
企画部長	<p>企画部からは、報告第8号、第9号、第11号、第12号、議案第49号及び議案第53号について説明する。</p> <p>まず、報告第8号、継続費繰越計算書の報告については、一般会計において、継続費を設定して進めている総合文化施設建設事業（建設工事）など4事業に係</p>

る継続費繰越計算書の報告で、平成25年度予算額に対する未執行額を平成26年度へ逐次繰越しするものである。

次に、報告第9号、継続費繰越計算書の報告については、公共下水道事業特別会計において、継続費を設定して進めている終末処理場改築事業（高圧受変電設備）に係る継続費繰越計算書の報告で、平成25年度予算額に対する未執行額を平成26年度へ逐次繰越しするものである。

次に、報告第11号、繰越明許費繰越計算書の報告については、一般会計における橋りょう維持修繕事業、都市公園整備事業など、32事業に係る繰越明許費繰越計算書の報告で、国の平成25年度補正予算に対応したこと、地権者との用地交渉に不測の日数を要したことなどから、事業費の一部を平成26年度に繰越しするものである。

次に、報告第12号、繰越明許費繰越計算書の報告については、公共下水道事業特別会計における管渠等建設事業及び単独下水道事業に係る繰越明許費繰越計算書の報告で、地元調整等に不測の日数を要したことなどから、事業費の一部を平成26年度に繰越しするものである。

次に、報告第16号、平成26年度新居浜市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）については、前年度歳入不足に伴う繰上充用について、平成26年5月31日、補正予算の専決処分をしたもので、報告し、承認を求めるものである。

次に、議案第49号、新居浜市総合文化施設設置及び管理条例の制定については、新居浜の歴史、文化及び芸術を通して、市民が集い、出会い、交流する場を提供することにより、文化の継承、発展及び創造と次世代のひとづくりに寄与するために設置する新居浜市総合文化施設の適正な管理と運営を図るため、必要な事項を定めようとするものである。

条例の内容としては、第1条では設置目的、第2条では総合文化施設で実施する事業内容、第3条から第6条では施設の利用に関する事項として、使用許可の手續及び制限、入館の制限、使用許可の取消しを行う事項等について、それぞれ規定しており、第7条から第10条までについては、施設等使用料及び駐車料金の額を別表で定めるとともに、その減免及び還付について、第11条では目的外使用等の禁止、第12条では特別の設備等を使用する場合の手續についてそれぞれ定めるものである。

次に、第13条及び第14条では、使用を終了したとき等の原状回復義務と施設等を毀損したとき等の損害賠償義務を定め、第15条から第17条については、総合文化施設の管理を指定管理者に行わせる場合に必要な事項について定めるものである。

次に、第18条から第20条については、施設等及び駐車場の使用に係る料金

を指定管理者の収入として収受させることができること及びその利用料金の減免及び還付ができること、第21条では、委任規定として条例の施行に関し必要な事項を規則で定めるものである。

また、附則第2項において、使用の許可その他の準備行為は条例の施行前においても行うことができることを規定するものである。

なお、この条例は、平成27年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第53号の6月補正予算について説明する。

今回の補正は、1億691万7千円の追加で、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ470億1,878万6千円とするものである。

これを前年度同期と比較で、1億3,106万1千円、0.3%の増となっている。

次に、補正予算の主な事業について説明する。

まず、公共事業では、「駅周辺整備事業」は、自転車のまちづくりを推進するため、中萩駅及び多喜浜駅に駐輪場を整備するもので、工事請負費など、1,576万7千円を追加するものである。

次に、単独事業では、「マイントピア別子改修事業」は、端出場温泉保養センターの再生について、温泉施設のリニューアル、子ども用施設の設置、芝生広場への動線確保や芝生広場の充実など、改修工事に向けた設計をおこなうもので、4,500万円を追加するものである。

次に、施策事業では、「基幹業務システム管理費」は、社会保障・税番号制度の導入に向けて、新たに付けられる「個人番号」を管理するために行う基幹システムの改修経費として、3,229万2千円を追加するものである。

「地域コミュニティ再生事業費」は、自治総合センターコミュニティ助成事業の採択を受けて実施する、金栄校区自治会のコミュニティ行事用具整備に対する補助金として、250万円を追加するものである。

「デマンドタクシー導入事業費」は、平成26年10月から本格運行するデマンドタクシーの運行経費について、市負担分として922万6千円を追加するものである。

「公共交通機関利用促進事業費」については、公共交通の利用を促進するために、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用して、新居浜市地域公共交通活性化協議会が実施する、公共交通利用促進事業への市負担分として、69万円を追加するものである。

次に、経常経費では、「防火対策推進費」については、自治総合センターコミュニティ助成事業の採択を受けて実施する少年消防クラブ活動資器材整備のため、備品購入費として、90万円を追加するものである。

これらを賄う財源は、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入で措置するもの

<p>水道局長</p>	<p>である。</p> <p>これらのほか、「文化施設環境整備事業」について、市民文化センターの照明設備等を更新することから、期間を平成26年度から平成36年度まで、限度額を2億5,700万円とする債務負担行為を追加するものである。</p> <p>水道局からは、報告第10号及び第13号について説明する。</p> <p>まず、報告第10号、継続費繰越計算書の報告については、平成25年度水道事業会計における配水池(新山根・船木)整備事業が、関連工事等の遅延による工期の延長のため、未執行額を地方公営企業法第26条第1項の規定によって、事業費を平成26年度へ繰越ししたことを、地方公営企業法第26条第3項の規定により議会に報告するものである。</p> <p>次に、報告第13号、繰越計算書の報告については、平成25年度水道事業会計における新山根送水ポンプ場整備工事など19事業について、同じく、関連工事等の遅延等による工期の延長のため、地方公営企業法第26条第1項の規定によって、事業費を平成26年度に繰越ししたことを、地方公営企業法第26条第3項の規定により議会に報告するものである。</p>
<p>教育委員会 事務局長</p>	<p>教育委員会事務局からは、報告第14号及び議案第50号について説明する。</p> <p>まず、報告第14号、専決処分の報告については、学校給食費滞納者に対する未払学校給食費請求の訴えの提起で、本市は、学校給食費滞納者のうち、特に悪質な滞納者9世帯について、平成26年3月31日、新居浜簡易裁判所に対し民事訴訟法に基づく支払督促の申立てを行っている。</p> <p>本件は、そのうち1世帯から「分割払を希望する。」旨の督促異議申立書が提出され、民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立ての時に、訴えの提起があったものとみなされ、当該訴えの提起について、平成26年5月12日、専決処分し、報告するものである。</p> <p>この訴訟の内容は、督促異議申立書を提出した児童の保護者に対し、未払学校給食費等の支払を求めるもので、学校給食費の滞納金額は、9万7,260円となっている。</p> <p>次に、議案第50号、新居浜市美術館設置及び管理条例の制定については、美術の変遷をたどり、様々な美術表現や美的価値に触れる機会を提供することにより、美術を通じた出合いや交流を育む場を創出し、本市の美術文化の創造と発展に寄与するため、博物館法第18条の規定に基づき設置する新居浜市美術館の適正な管理と運営を図るため、その設置及び管理について必要な事項を定めようとするものである。</p> <p>条例の内容は、第1条では設置目的、第2条では美術館で実施する事業内容、</p>

<p>建設部長</p>	<p>第3条では常設展示及び特別展示の観覧料、第4条から第8条までは施設の利用に関する事項として、美術品等の特別観覧等の許可の手續や制限、入館の制限、使用許可の取消しを行う事項等についてそれぞれ規定しており、第9条では特別観覧料及び施設等使用料の額を別表において定めること並びにその納付方法、第10条及び第11条では観覧料等の減免とその還付について、第12条では目的外使用等の禁止、第13条では特別の設備等を使用する場合の手續についてそれぞれ定めるものである。</p> <p>次に、第14条及び第15条では、使用を終了したとき等の原状回復義務と施設等を毀損したとき等の損害賠償義務を定めており、第16条から第18条では、美術館の管理を指定管理者に行わせる場合に必要な事項について、第19条から第21条では、観覧及び特別観覧等に係る料金を指定管理者の収入として收受させることができること及びその利用料金の減免及び還付ができること、第22条では、委任規定として条例の施行に関し必要な事項を教育委員会規則で定めるものである。</p> <p>また、附則第2項において、使用の許可その他の準備行為は条例の施行前においても行うことができることを規定するものである。</p> <p>なお、この条例は、平成27年4月1日から施行したいと考えている。</p> <p>建設部からは、一般議案1件、条例議案1件及び追加提出報告議案1件を説明する。</p> <p>まず、議案第46号、市道路線の認定及び廃止については、今回、認定及び廃止しようとする路線は、1路線で、路線番号656号種子川筋線は、道路建設事業による起終点の変更に伴い、一旦廃止し、変更して新たに認定しようとするものである。</p> <p>なお、今回の市道路線の認定により、市道の総延長は約52.2kmとなる。</p> <p>次に、議案第48号、新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定については、長期的なエネルギーの需給の安定化の必要性が高まっていることに鑑み、工場等において電気を使用して事業を行う者による電気の需要の平準化に資する措置の実施が円滑に行われるようにするため、当該措置に関する指針を定め、指導及び助言を行うことができるよう、必要な規定の整備を行うため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、題名が「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改称され、これに伴い、この法律の題名が使用されている条例別表第2第45項中の字句「合理化」を「合理化等」に改正するものである。</p> <p>なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。</p> <p>最後に、追加提出の専決処分の報告については、損害賠償の額の決定について</p>
-------------	---

総務部長

で、本件は、平成26年5月9日午前9時頃、市道「河又東平線」路上において、軽トラックが同市道を東平方面へ進行中、山側斜面からの落石によりフロント部分及びフロントガラスを損傷した事故に係る損害賠償の額を決定し、専決処分をし、報告する予定である。

損害賠償の額については、当事者との協議及び全国市有物件災害共済会の査定により、車両の修理に要する費用、17万9,042円と決定し、損害賠償額については、全額、全国市有物件災害共済会から支払われる予定である。

総務部からは、議案第47号の契約議案、追加提出予定の契約議案2件及び人事議案1件について説明する。

まず、議案第47号、工事委託協定については、新居浜市公共下水道江の口雨水ポンプ場の改築工事で、昭和60年の供用開始から28年が経過し、老朽化が進む江の口雨水ポンプ場の機能回復を図るため、雨水ポンプ場改築事業の一環として、沈砂池の機械設備の更新とその運転操作のための電気設備の更新を、平成26年度、平成27年度の2か年の継続事業として国の交付金を受け、3億3,400万円の工事委託協定を日本下水道事業団と締結しようとするものである。

工事の概要は、機械設備については、雨水ポンプ場に流入してくるごみを自動で取り除き、搬送・集積する沈砂池スクリーンの除塵機設備を更新するもので、主な製作機器としては、粗目自動除塵機1基、し渣搬出機4基、し渣ホッパ1基等となっている。

また、電気設備については、既設及び更新を行う機械設備を操作室において適正な運転管理を行うための運転操作設備を更新するもので、主な製作機器としては、監視操作盤一式、コントローラ盤1面、計装テレメータ盤1面、監視制御分電盤1面等となっている。

次に、追加提出を予定している議案が、工事請負契約についての2件で、まず、南小松原雨水幹線築造工事（第1工区）は、去る5月14日、2者による一般競争入札の結果、2億2千万円で三井住友建設株式会社 四国支店が落札し、消費税及び地方消費税額1,760万円を含む、2億3,760万円で契約を締結しようとするものである。

工事の概要については、南小松原町の市道「南小松原中筋線」及び市道「新居浜港田の上線」の、延長282.3メートル間において、発進及び到達立抗をそれぞれ築造したうえで、内径1,200ミリメートルのヒューム管を推進工法により布設し、その後特殊マンホールを3か所築造するとともに既設幹線との接続部として、内径1,400ミリメートル×1,300ミリメートルのボックスカルバートを延長2.8メートル開削工法で布設するものである。

次に、公営住宅南小松原団地（9-1号棟）新築建築主体工事は、5月20日



	<p>に11者による一般競争入札の結果、2億6,700万円で株式会社白石工務店が落札し、消費税及び地方消費税額2,136万円を含む、2億8,836万円で契約を締結しようとするものである。</p> <p>工事の概要については、新居浜市の公営住宅の適正な管理戸数を維持するために、老朽化の著しい南小松原団地9-1号棟の建て替えを行うものである。</p> <p>建設場所は、南小松原町乙427番外で、建物の構造及び規模は、鉄筋コンクリート造4階建て、延べ床面積1,698.16平方メートルで、建て替え前と同じ住戸数24戸を整備するものである。</p> <p>住宅の部屋タイプは、1LDK、2DK及び3DKの3種類とし、それぞれ8戸ずつ整備するものである。</p> <p>最後に、追加提出予定の人事議案については、新居浜市消防委員会の委員の委嘱についてで、新居浜市消防委員会の委員、矢野莞八氏、高橋正俊氏、宮前 港氏、千葉小織氏の任期満了に伴い、新たに委員の委嘱を必要とするため議会の同意を求めるものである。</p>
<p>経済部長</p>	<p>経済部からは、議案第51号について説明する。</p> <p>議案第51号、長野山市有林条例の一部を改正する条例の制定については、本議案は、松山河川国道事務所が施行する防災工事を実施するに当たり、長野山市有林の一部を国土交通省に売却したため、条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>まず、新居浜市船木字マタニ乙2番2については、平成25年の台風17号の豪雨により、船木の国道11号沿い法面が崩落の危機にさらされ、崩落防止対策の工事が必要となったため、面積1万9,073平方メートルのうち、</p> <p>1,213.67平方メートルを平成25年12月16日に国道管理用地として売却したものである。</p> <p>次に、新居浜市船木字上長野甲592番1及び船木字上長野甲664番3については、土砂崩れのおそれがあるとして防災工事が必要となり、平成19年5月7日に売却したため、今回の改正にあわせて表から削除しようとするものである。</p> <p>なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。</p>
<p>消防長</p>	<p>消防本部からは、議案第52号について説明する。</p> <p>議案第52号、新居浜市火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、今回の改正は、昨年8月に京都府福知山市で発生した花火大会火災を踏まえ、類似火災の発生を防止するため、消防法施行令等の一部が改正されたことに伴い、露店等において使用される対象火気器具等の取扱いに関する規定の整備のほ</p>

か、大規模な屋外催しにおける防火管理に関する事項等を定めるため、新居浜市火災予防条例の一部を改正するものである。

改正の内容は、第18条、第19条、第21条及び第22条については、対象火気器具等の取扱いの基準に多数の者の集合する催しに際して、対象火気器具等を使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用することについて追加するものである。

次に、第42条の2については、屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認められるものを指定催しとして指定しなければならないとするものである。なお、指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ主催する者から意見を聴取し、指定したときは、通知するとともに、公示しなければならないとするものである。

次に、第42条の3につきましては、指定催しを主催する者で、当該指定を受けたときは、防火担当者を定め、開催する日の14日前までに火災予防上必要な業務に関する計画を提出するとともに、当該業務を防火担当者に行わせなければならないとするものである。

次に、第45条については、火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に多数の者の集合する催しに際して、対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合を追加するものである。

次に、第49条については、指定催しに係る火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者に対して罰則を科すものである。

次に、第50条については、両罰規定について他の法令との整合を図るため所要の条文整備を行うものである。

なお、この条例は、平成26年8月1日から施行したいと考えている。

市長

これで、第3回庁議を終了する。